

株 主 各 位

(証券コード3549)

2019年8月1日

石川県白山市松本町2512番地

株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長 **青木 宏憲**

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月16日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年8月17日（土曜日）午前10時
2 場 所	石川県金沢市本町2-15-1 ホテル日航金沢 4階 鶴の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第21期（2018年5月21日から2019年5月20日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第21期（2018年5月21日から2019年5月20日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、併せて経営基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりたいと存じます。

内部留保資金につきましては、新規店舗の出店資金に充当する予定であり、事業拡大を図るために有効に投資してまいりたいと考えております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は当社普通株式1株につき中間配当金9円をすでにお支払いしておりますので、これを加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき18円となります。

期末配当に関する事項

第21期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は283,716,792円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年8月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に新たな事業目的を追加及び整備するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項及び第460条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議において行うことが可能となるよう変更案第43条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び現行定款第45条(中間配当)を削除し、現行定款第44条(剰余金の配当の基準日)を変更するものであります。また、条文の新設及び削除に伴う、条数等の変更を行うものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言加除修正等変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p><u>(1)医薬品の製造及び販売</u></p> <p><u>(2)毒物、劇物販売、調剤、医療機関で使用する麻薬取扱業</u></p> <p><u>(3)化粧品、乳製品、医薬部外品、健康食品、医療機器、衛生用品、日用雑貨品、米穀類の販売</u></p> <p><u>(4)酒類、煙草、収入印紙及び郵便切手の販売</u></p> <p><u>(5)不動産の賃貸及び維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(6)損害保険代理業務</u></p> <p><u>(7)生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(8)特定健康診査、特定保健指導並びに健康に関する指導及び業務支援並びにその実施</u></p> <p><u>(9)健康増進啓発、相談助言に対し専門職の派遣並びに人材の育成</u></p> <p><u>(10)前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p><u>(1)医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、毒劇物、医療用麻薬及び農工業薬品、その他健康、美、衛生等に関する商品(化粧品調製品、衛生用品、温度計、長さ計、はかり、圧力計、体積計、健康器具、美容器具、福祉器具及び介護器具等)の製造、卸売並びに販売</u></p> <p><u>(2)栄養補助食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、減塩食品、成分調整食品、乳製品、牛乳、加工乳、乳飲料、飲料水、菓子、米・麦等の穀類、麺類、調味料、塩、麴、酒類、農産物、水産物、肉類その他飲料及び食料品全般に関する商品の製造、加工、卸売並びに販売</u></p> <p><u>(3)日用雑貨、生活雑貨、トラベル用品、装飾雑貨、衣料品、靴、履物、鞆、雨具・晴具、自転車、その他車両・車両用品・部品、ベビー用品、文具及び事務用品・機器その他日用品等に関わる商品の製造、卸売並びに販売</u></p> <p><u>(4)家庭用電気製品・その他周辺機器、家具、寝具、室内装飾品及び工芸品等に関する商品の製造、卸売並びに販売</u></p> <p><u>(5)種苗・花・草木・樹木、肥料、園芸用品、ペット及びペット用品等に関する商品の製造、卸売及び販売並びに犬・猫等ペットの美容院・ペットカフェ等の経営</u></p> <p><u>(6)貴金属及び通信機器等に関する商品の製造、卸売及び販売並びに写真の現像・焼付</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(7)玩具、スポーツ用品、キャンプ・アウトドア活動関連設備・器具・道具、釣具、潜水用具、楽器、ミュージックテープ、ビデオテープ、ディスク、ブルーレイその他音楽・映像媒体及び娯楽用品等に関する商品の製造、卸売並びに販売</p> <p>(8)金物、工具、建築資材、塗料、木材、住宅設備機器、石油器具、ガス器具、消火器、防犯用器具、防災用器具及び灯油その他住宅関連機材等に関する商品の製造、卸売並びに販売</p> <p>(9)専売品等に関する商品(煙草、喫煙具、切手、収入印紙、書籍・雑誌・新聞及び商品券等)の販売並びにポイントカード、プリペイドカードの発行及び販売の代行、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及びスポーツ振興投票券の売りさばき</p> <p>(10)自動販売機設置による物品販売及び自動販売機器の販売</p> <p>(11)調剤、特定健診、特定保健指導、健康相談健康増進啓発、相談助言に対する専門職の派遣、受託臨床検査、健診機関の運営受託・健康増進サービス、治験(医薬品開発)支援その他地域医療に関する事業</p> <p>(12)古物の売買及びその受託販売</p> <p>(13)貨物運送業、倉庫業及び倉庫管理業、クリーニング及び貨物・荷物の取次代行、旅行斡旋及び保険代理</p> <p>(14)ショッピングセンター、食堂・喫茶店等の飲食店、クリーニング店、理容室、美容室、エステティック・ネイルサロン、保育所、幼稚園、老人ホーム、ドライブイン、スポーツ・フィットネス・マッサージ・健康ランド施設、文化学習施設、遊技場、駐車場、ガソリン等燃料スタンド、乗り物シェア施設等施設の経営及び管理</p> <p>(15)給食及び配食サービス</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(16)不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</p> <p>(17)金融業、両替業、総合リース業、レンタル・リース業、電子マネー事業、クレジットカード事業、公共料金等の収納代行業、集金代行業、支払代行業及び銀行代理業並びに現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務・運営に関する事業</p> <p>(18)労働者派遣業及び職業紹介事業</p> <p>(19)経営コンサルタント業、印刷及び出版業</p> <p>(20)介護保険法・生活保護法・老人福祉法・障がい者総合支援法に基づく施設開設・運営及びサービス・福祉サービス事業、健康増進法に基づく特定給食施設開設及び運営事業並びに道路運送法に基づく有償送迎運送事業</p> <p>(21)土地建物の有効利用や出店に関する企画及びコンサルティングに関する事業</p> <p>(22)各種研修・セミナー・イベント・市場調査の企画、コンサルティング及び運営並びに資格試験対策事業</p> <p>(23)給与計算業務、経理業務、採用及び人事管理業務、文書管理業務及び仕入業務に係る代行業務</p> <p>(24)コンピューター及びコンピューター周辺機器並びにコンピューターシステム及びコンピューターソフトウェアの開発、製造、販売、保守及び賃貸事業</p> <p>(25)発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業</p> <p>(26)ビル・店舗・事務所並びに一般家屋に係る清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する事業</p> <p>(27)前1号から9号に関する輸出入業</p> <p>(28)前1号から26号に関するフランチャイズチェーンの経営及びフランチャイジー加盟による運営業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(29)前各号に付帯する一切の業務に関する事業 2. 当社は、前項各号の事業を自ら営むことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(第7条以下、条数繰り上げ) 第 7 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。</p> <p>2. 前条に基づき当社が事業年度の中間における剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年11月20日とする。</p> <p>3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当の除斥期間) 第 46 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>(本定款に関する経過措置) 第 47 条 第 2 条、第 2 条第1項(3)号、第 5 条、第 6 条、第 30 条第2項、第 34 条乃至第 38 条、第 40 条第2項の規定の効力は、<u>当会社及び株式会社クスリのアオキの間で平成28年6月30日に締結された株式交換契約の効力発生日(平成28年11月21日)に生じるものとし、当該効力発生日までは第 2 条、第 5 条及び第 6 条にあっては、以下に定める改正前の当社定款の第 2 条、第 5 条及び第 6 条の規定がなお効力を有する。</u></p> <p>(改正前の当社定款) (目 的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品の製造及び販売 (2) 毒物、劇物販売、調剤、医療機関で使用する麻薬取扱業 (3) 化粧品、乳製品、医薬部外品、健康食品、医療機器、衛生用品、日用雑貨品、米穀類の販売 (4) 酒類、煙草、収入印紙及び郵便切手の販売 (5) 不動産の賃貸及び維持管理に関する業務</p>	<p>(配当の除斥期間) 第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(6) 損害保険代理業務 (7) 生命保険の募集に関する業務 (8) 特定健康診査、特定保健指導並びに健康に関する指導及び業務支援並びにその実施 (9) 健康増進啓発、相談助言に対し専門職の派遣並びに人材の育成 (10) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>2. 前項のほか、当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 株式、社債等有価証券の保有並びに運用業務 (2) 前号に附帯する一切の業務</p> <p>(公告方法) 第 5 条 <u>当社の公告は、官報に掲載してする。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。</u></p> <p>(有効期限) 第 48 条 <u>本附則は、前条に定める株式交換の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>	

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役青木 桂生、青木 保外志、青木 宏憲、八幡 亮一、吉野 邦彦、鶴羽 樹、岡田 元也の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

あ お き け い せ い
青木桂生 (1942年2月13日生)

所有する当社の株式数…………… 2,954,760株
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年6月	有限会社青木二階堂薬局設立取締役	2005年11月	株式会社ツルハホールディングス 社外取締役
1981年11月	同社代表取締役	2010年8月	株式会社クスリのアオキ取締役会 長
1985年1月	株式会社クスリのアオキ設立代表 取締役社長	2015年6月	日本チェーンドラッグストア協会 会長
1999年7月	当社設立代表取締役	2016年11月	当社取締役会長（現任）
2000年8月	株式会社ツルハ社外取締役		
2003年8月	株式会社クスリのアオキ代表取締 役会長		

【重要な兼職の状況】

—

候補者番号

2

あ お き や す と し
青木保外志 (1949年1月2日生)

所有する当社の株式数…………… 1,482,000株
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年6月	有限会社青木二階堂薬局設立監査 役	2003年8月	同社代表取締役社長
1981年3月	有限会社三和薬商代表取締役	2012年5月	同社代表取締役社長兼社長執行役 員
1985年1月	株式会社クスリのアオキ設立代表 取締役専務	2014年5月	同社取締役最高顧問
1999年6月	同社代表取締役副社長	2016年11月	当社取締役最高顧問（現任）

【重要な兼職の状況】

—

候補者番号

3

あ お き ひ ろ の り

青木 宏 憲 (1972年 4月 6日生)

所有する当社の株式数…………… 2,943,336株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年 4月	大塚製薬株式会社入社	2010年 8月	株式会社クスリのアオキ代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長
2003年 2月	株式会社クスリのアオキ入社		
2006年 4月	同社管理部長		
2006年 7月	同社執行役員管理部長	2012年 5月	同社代表取締役兼専務執行役員営業本部長
2007年 5月	同社執行役員人事教育部長		
2008年 11月	同社執行役員調剤事業本部長	2014年 5月	同社代表取締役社長 (現任)
2010年 5月	同社執行役員営業本部長兼営業推進室長	2016年 11月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2010年 6月	株式会社青木二階堂代表取締役社長	2018年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ代表取締役社長

候補者番号

4

や は た り ょ う い ち

八幡 亮 一 (1966年 8月 24日生)

所有する当社の株式数…………… 16,000株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月	株式会社ワールド入社	2014年 8月	同社取締役兼常務執行役員管理本部長
2004年 7月	株式会社クスリのアオキ入社		
2006年 5月	同社執行役員経営企画室長	2016年 8月	当社取締役
2010年 5月	同社執行役員管理本部長	2016年 11月	当社取締役兼常務執行役員グループ管理部門担当
2012年 5月	同社常務執行役員管理本部長		
2012年 5月	株式会社A2ロジ取締役 (現任)	2018年 6月	当社取締役管理部門担当兼経営企画室長 (現任)
2013年 5月	株式会社クスリのアオキ常務執行役員財務企画・IR室長	2018年 6月	株式会社クスリのアオキ取締役 (現任)
2014年 5月	同社常務執行役員管理本部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役

株式会社A2ロジ取締役

候補者番号

5

よしのくにひこ
吉野邦彦

(1958年7月20日生)

所有する当社の株式数…………… 75,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1981年4月	北邦医薬株式会社入社	2017年5月	当社取締役兼常務執行役員グループ店舗運営部門担当
1985年10月	株式会社クスリのアオキ入社	2017年5月	株式会社クスリのアオキ取締役兼常務執行役員店舗運営本部長兼調剤事業統括部長兼調剤運営部長
2004年5月	同社執行役員商品部長	2018年6月	当社取締役営業部門担当(現任)
2008年3月	同社執行役員信越地区本部長	2018年6月	株式会社クスリのアオキ取締役(現任)
2012年5月	同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長		
2014年5月	同社常務執行役員商品本部長		
2016年8月	同社取締役兼常務執行役員商品本部長兼MD企画室長		
2016年11月	当社取締役兼常務執行役員グループ商品部門担当		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役

候補者番号

6

おかだもとや
岡田元也

(1951年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 2,500株
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年3月	ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社	2012年3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現任)
1990年5月	同社取締役	2014年8月	株式会社クスリのアオキ社外取締役
1992年2月	同社常務取締役	2014年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役(現任)
1995年5月	同社専務取締役	2016年11月	当社社外取締役(現任)
1997年6月	同社代表取締役社長		
2003年5月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
2005年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役(現任)		

【重要な兼職の状況】

イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO
ウエルシアホールディングス株式会社取締役
株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

新任

【略歴】

1987年4月	弁護士登録	2016年6月	アルパイン株式会社社外取締役監査等委員
1987年4月	柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所（現在に至る）	2016年6月	YKK株式会社社外監査役（現任）
2004年6月	日本製紙株式会社社外監査役	2019年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2014年6月	アルパイン株式会社社外監査役		
2014年6月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役		

【重要な兼職の状況】

弁護士
YKK株式会社社外監査役
SOMPOホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 八幡 亮一氏は、株式会社A 2 ロジ取締役を務めており、同社は、当社子会社店舗への商品配送業務を管理する当社子会社49%出資の合弁会社であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、当社子会社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社子会社は、同社との間で当社店舗に係る不動産賃貸借取引があり、また同社グループ会社より商品仕入等の取引を行っております。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 岡田 元也氏、柳田 直樹氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

柳田 直樹氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有すると共に、これまでも社外取締役または社外監査役として複数の会社の経営に関与してきております。取締役として大所高所から事業に有益な助言をいただき当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

岡田 元也氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年8箇月であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、岡田 元也氏との間で責任限定契約を締結しており、取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また柳田 直樹氏が取締役に選任された場合は、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

もりおかしんいち

森岡真一 (1977年3月18日生)

所有する当社の株式数……………

0株

【略歴】

2003年11月 弁護士登録
2005年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

弁護士

社外監査役候補者とした理由

森岡 真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができると判断いたします。

- (注) 1. 森岡 真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡 真一氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年5月21日から2019年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年5月21日～2019年5月20日）におけるわが国経済は、企業収益・雇用環境の改善を背景に、景気は引き続き回復基調で推移いたしました。一方、米中間の通商問題の動向、原油価格の変動、また、記録的な猛暑や台風、大雨などの天候の影響もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、M&Aによる寡占化や他業種からの参入により厳しさが増し、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、13店舗の全面改装を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを、石川県に4店舗、富山県に1店舗、福井県に3店舗、新潟県に5店舗、群馬県に4店舗、埼玉県に6店舗、栃木県に10店舗、茨城県に18店舗、千葉県に5店舗、岐阜県に7店舗、愛知県に6店舗、三重県に2店舗、静岡県に1店舗、滋賀県に6店舗、奈良県に2店舗、京都府に2店舗、福島県に3店舗の85店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。

また、ドラッグストア併設調剤薬局を、石川県に1薬局、富山県に4薬局、福井県に2薬局、新潟県に3薬局、長野県に1薬局、群馬県に3薬局、埼玉県に2薬局、栃木県に4薬局、茨城県に2薬局、千葉県に2薬局、岐阜県に5薬局、愛知県に4薬局、三重県に2薬局、滋賀県に2薬局、奈良県に2薬局、京都府に1薬局の合計40薬局を新規に開設いたしました。一方、ドラッグストア1店舗（スクラップ&ビルドによる退店）を閉店いたしました。

この結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア535店舗（うち調剤薬局併設239店舗）、調剤専門薬局6店舗の合計541店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,508億85百万円（前期比13.4%増）、営業利益141億47百万円（同19.3%増）、経常利益146億20百万円（同15.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益106億48百万円（同20.7%増）となりました。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は300億77百万円（売上構成比12.0%、前期比11.4%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスケア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスケア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は434億27百万円（同17.3%、同11.6%増）となりました。

ハ. ライフ部門（食品や家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として食品や家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は1,543億18百万円（同61.5%、同14.6%増）となりました。

二. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局40薬局を開局するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は230億61百万円（同9.2%、同11.3%増）となりました。

② 資金調達の状況

子会社である株式会社クスリのアオキ（以下「クスリのアオキ」という）は、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は30億円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

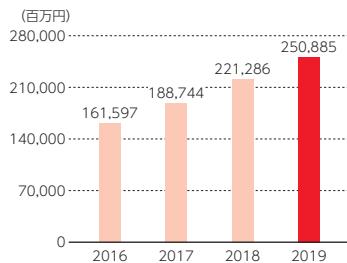
当連結会計年度の新規出店を含めた設備投資は、合計204億52百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賅っております。

(2) 財産及び損益の状況

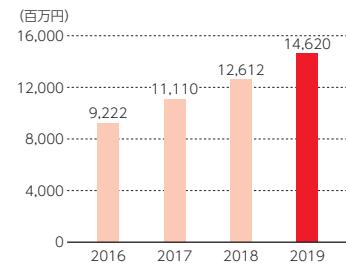
区分	クスリのアオキ 第32期 2016年5月期	第19期 2017年5月期	第20期 (前連結会計年度) 2018年5月期	第21期 (当連結会計年度) 2019年5月期
売上高 (百万円)	161,597	188,744	221,286	250,885
経常利益 (百万円)	9,222	11,110	12,612	14,620
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,475	8,181	8,823	10,648
1株当たり当期純利益 (円)	206.24	260.23	280.23	337.86
総資産 (百万円)	78,170	95,389	117,720	136,210
純資産 (百万円)	27,942	35,838	44,310	54,443

- (注) 1. 当社は、2016年11月21日をもってクスリのアオキを株式交換により完全子会社としましたが、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号（最終改正2019年1月16日 企業会計基準委員会））上は逆取得に該当することになるため、第19期において完全子会社となったクスリのアオキの財務諸表を引継いで作成しております。
2. 当社は第19期より連結計算書類を作成しております。第19期より前の期の数値はご参考としてクスリのアオキの数値を記載しております。
3. 第19期に、売上高の会計処理及び借地権の償却方法を変更したため、クスリのアオキ第32期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
4. 第21期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数 31,515,823株

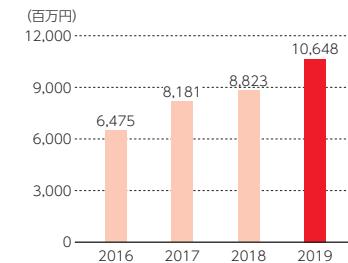
■売上高



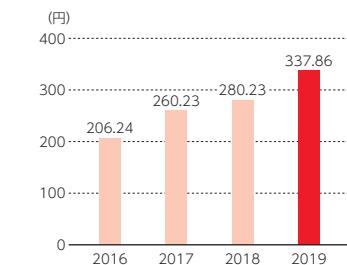
■経常利益



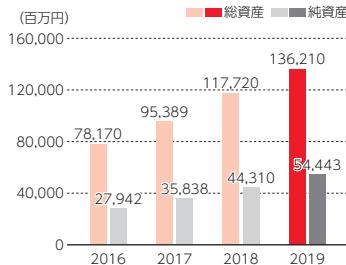
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社クスリのアオキ	300百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市横江町4街区1番	8,708百万円	35,418百万円

(4) 対処すべき課題

① ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、同業他社との出店競争や価格競争及び規制緩和による他業態との競合がますます激化することは必至であり、経営環境はさらに厳しい状況におかれるものと思われれます。

当社グループはこの厳しい経営環境において、確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築するために、次のような課題に取り組んでまいります。

店舗開発力を強化して、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるように、人材の確保と育成を行ってまいります。

また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

② 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社グループは医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、2009年6月の薬事法の改正に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材幹旋業者に仲介を依頼するほかに、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載するなど、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2019年5月20日現在)

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨・調剤業務等の近隣型小売業を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社1社及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な事業所 (2019年5月20日現在)

当社本社 石川県白山市横江町4街区1番

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県69店舗、富山県68店舗、福井県47店舗、新潟県57店舗、長野県24店舗、群馬県54店舗、埼玉県30店舗、栃木県32店舗、茨城県28店舗、千葉県5店舗、岐阜県53店舗、愛知県23店舗、三重県18店舗、静岡県1店舗、滋賀県19店舗、奈良県6店舗、京都府4店舗、福島県3店舗

(7) 従業員の状況 (2019年5月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	1,599名	131名増	32.7歳	4.2年
女 性	818名	98名増	30.1歳	3.5年
合計又は平均	2,417名	229名増	31.8歳	4.0年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 5,575名がおります。
2. 従業員数及び臨時雇用者数が前期末に比べそれぞれ229名、245名増加したのは新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	9名	1名減	40.0歳	8.3年
女 性	3名	1名減	28.7歳	5.8年
合計又は平均	12名	2名減	34.1歳	7.7年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 5名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年5月20日現在)

借 入 先	借 入 金 額 (百万円)
株 式 会 社 北 國 銀 行	6,050
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,901
株 式 会 社 北 陸 銀 行	5,232
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,111
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,892
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,517
株 式 会 社 福 井 銀 行	579
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2

2. 会社の株式に関する事項（2019年5月20日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,524,260株 |
| (3) 株主数 | 7,936名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口座）	3,147	9.98
青木桂生	2,954	9.37
青木宏憲	2,943	9.33
青木孝憲	2,237	7.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口座）	1,857	5.89
株式会社 ツルハ	1,620	5.13
青木保外志	1,482	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口座）	1,063	3.37
オーエム02 ステートストリート 808424 グライアントオムニ	682	2.16
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポ ート フォ リ オ)	498	1.58

- (注) 1. 持株比率は自己株式（172株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(2019年5月20日現在)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の割当日(注)1	2016年11月21日	2018年9月25日
新株予約権の数(注)2	91個	238個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 23,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり612,500円 (1株当たり6,125円)	新株予約権1個当たり866,000円 (1株当たり8,660円)
権利行使期間	2017年10月1日から 2019年9月30日まで	2020年10月1日から 2022年9月30日まで
行使の条件	(注)3	(注)3
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 5名
社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名
監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 2016年11月21日付の株式交換契約により、クスリのアオキが発行した新株予約権は消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる新株予約権を交付しております。
2. 新株予約権の数は、当社又は当社の子会社の取締役及び従業員に交付された当連結会計年度末における総数を記載しております。
3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第4回新株予約権
新株予約権の割当日		2018年9月25日
新株予約権の数		238個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 23,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり866,000円 (1株当たり8,660円)
権利行使期間		2020年10月1日から 2022年9月30日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 1,900株 交付者数 5名
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数 184個 目的となる株式数 18,400株 交付者数 50名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年5月20日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	青木桂生	株式会社ツルハホールディングス社外取締役 日本チェーンドラッグストア協会会長
取締役最高顧問	青木保外志	
代表取締役社長	青木宏憲	株式会社クスリのアオキ代表取締役社長
取締役	八幡亮一	管理部門担当兼経営企画室長 株式会社クスリのアオキ取締役 株式会社A2ロジ取締役
取締役	吉野邦彦	営業部門担当 株式会社クスリのアオキ取締役
取締役	鶴羽樹	株式会社ツルハホールディングス取締役会長 株式会社ツルハ代表取締役会長
取締役	岡田元也	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
常勤監査役	廣田和男	株式会社クスリのアオキ監査役 株式会社A2ロジ監査役
監査役	桑島敏彰	G R Nホールディングス株式会社社外取締役
監査役	中村明子	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島 敏彰氏及び中村 明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鶴羽 樹氏及び監査役中村 明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役廣田 和男氏は、株式会社北陸銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役桑島 敏彰氏は、企業経営経験者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。監査役中村 明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役青木 桂生氏は、2019年6月3日付にて日本チェーンドラッグストア協会会長を退任しております。また、2019年8月9日付にて株式会社ツルハホールディングス社外取締役を退任予定であります。
6. 取締役鶴羽 樹氏は2019年8月17日開催の当社第21回定時株主総会をもちまして当社社外取締役を退任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
鶴羽 樹 (社外取締役)	左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
岡田 元也 (社外取締役)	
桑島 敏彰 (社外監査役)	
中村 明子 (社外監査役)	

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	199百万円 (0百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7百万円 (2百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	206百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、取締役5名に対し19百万円、監査役1名に対し0百万円。
 - ・ストックオプションによる報酬額、取締役7名に対し2百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
鶴 羽 樹 (社外取締役)	株式会社ツルハホールディングス取締役会長 株式会社ツルハ代表取締役会長
岡 田 元 也 (社外取締役)	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	G R Nホールディングス株式会社社外取締役
中 村 明 子 (社外監査役)	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングスの取締役会長を兼任しており、同子会社である株式会社ツルハは当社発行済株式の総数の5.13%を保有する大株主であり、当社子会社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 取締役岡田 元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役社長グループCEOを兼任しており、当社子会社は同社との間で業務・資本提携を行っております。
3. 上記1. 2. 以外の各社外役員の各兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
鶴 羽 樹 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
岡 田 元 也 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、企業経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
中 村 明 子 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士として高度な専門知識及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動を取るために「企業倫理規程」を定め、コンプライアンス強化のための指針とする。

コンプライアンス担当部門を社長直轄の内部統制推進室とし、コンプライアンスに関して、規程・ガイドライン等の策定、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ内の各部門を横断的に統括する。

コンプライアンス上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行うための「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づき当社グループ内の社内通報制度を活用し、適正に運営する。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

また、当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、会社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。

危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行い、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、各業務執行取締役は、取締役会の同意を得て、各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び当社の監査役会に報告するものとする。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。監査役が、内部監査の実施状況及び「コンプライアンス・ホットライン運用規程」による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備し、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

- (8) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (9) **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役（補欠監査役も含む）のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的に開催する。

- (10) **財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社取締役会における決議内容の概要

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な業務規程の改定等を決議しております。

(2) 当期における主な取組

① コンプライアンス

当社は、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

② リスクマネジメント

- ・環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。
- ・災害に関する取組として、「災害対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えております。
- ・情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。
- ・改正労働法に対応して、社内マニュアルの労務管理に関する内容を改定して当社従業員に対して周知し、労働環境の改善に努めております。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社の業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ 重要な規程の改定

「一般社員就業規則」「一般社員賃金規程」「一般社員人事制度運用規程」「転勤規程」を改定し、人手不足が深刻化する流通業界において、優秀な人材を維持・確保し、働き方の多様化に対応した人事制度を整備し、適用しております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	52,257	流動負債	53,714
現金及び預金	8,133	支払手形及び買掛金	32,977
売掛金	3,207	1年内返済予定長期借入金	5,289
商品	32,123	未払法人税等	2,525
未収入金	8,734	賞与引当金	1,111
その他	107	ポイント引当金	3,368
貸倒引当金	△50	未払金	6,917
		その他	1,524
固定資産	83,952	固定負債	28,051
有形固定資産	71,587	長期借入金	20,998
建物及び構築物	59,174	リース債務	3,003
土地	2,121	役員退職慰勞引当金	183
リース資産	3,587	資産除去債務	3,838
建設仮勘定	3,003	その他	27
その他	3,699		
無形固定資産	925	負債合計	81,766
投資その他の資産	11,440	純資産の部	
敷金及び保証金	5,383	株主資本	54,352
繰延税金資産	2,284	資本金	1,127
その他	3,772	資本剰余金	2,135
資産合計	136,210	利益剰余金	51,090
		自己株式	△1
		その他の包括利益累計額	43
		その他有価証券評価差額金	43
		新株予約権	48
		純資産合計	54,443
		負債・純資産合計	136,210

連結損益計算書

(2018年5月21日から2019年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		250,885
売上原価		179,015
売上総利益		71,869
販売費及び一般管理費		57,722
営業利益		14,147
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	14	
受取手数料	251	
賃貸収入	57	
補助金収入	31	
固定資産受贈益	71	
その他	147	610
営業外費用		
支払利息	74	
賃貸収入原価	34	
その他	28	136
経常利益		14,620
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	1	
補助金収入	9	10
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	9	
減損損失	145	154
税金等調整前当期純利益		14,476
法人税、住民税及び事業税	4,096	
法人税等調整額	△268	3,828
当期純利益		10,648
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		10,648

連結株主資本等変動計算書

(2018年5月21日から2019年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,079	2,087	40,978	△0	44,145
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	47	47			94
剰余金の配当			△535		△535
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,648		10,648
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	47	47	10,112	△0	10,206
当期末残高	1,127	2,135	51,090	△1	54,352

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	110	110	53	44,310
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				94
剰余金の配当				△535
親会社株主に帰属する 当期純利益				10,648
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△67	△67	△5	△72
連結会計年度中の変動額合計	△67	△67	△5	10,133
当期末残高	43	43	48	54,443

貸借対照表

(2019年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	26,692	流動負債	1,735
現金及び預金	73	未払金	38
未収入金	3,017	未払消費税等	179
短期貸付金	23,551	未払法人税等	1,496
その他	49	賞与引当金	19
		その他	1
固定資産	8,725	固定負債	54
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	54
無形固定資産	1		
投資その他の資産	8,723	負債合計	1,789
関係会社株式	8,708	純資産の部	
繰延税金資産	15	株主資本	33,580
		資本金	1,127
		資本剰余金	27,014
		資本準備金	127
		その他資本剰余金	26,887
		利益剰余金	5,439
		利益準備金	101
		その他利益剰余金	5,338
		繰越利益剰余金	5,338
		自己株式	△1
		新株予約権	48
		純資産合計	33,628
資産合計	35,418	負債・純資産合計	35,418

損益計算書

(2018年5月21日から2019年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		2,349
営業費用		485
営業利益		1,863
営業外収益		
受取利息	143	
その他	0	143
経常利益		2,007
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
税引前当期純利益		2,008
法人税、住民税及び事業税	560	
法人税等調整額	54	614
当期純利益		1,393

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2018年5月21日から2019年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,079	79	26,887	26,967	48	4,533	4,582
事業年度中の変動額							
新株の発行	47	47		47			
利益準備金の積立					53	△53	－
剰余金の配当						△535	△535
当期純利益						1,393	1,393
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	47	47	－	47	53	804	857
当期末残高	1,127	127	26,887	27,014	101	5,338	5,439

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	32,628	53	32,682
事業年度中の変動額				
新株の発行		94		94
利益準備金の積立		－		－
剰余金の配当		△535		△535
当期純利益		1,393		1,393
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△5	△5
事業年度中の変動額合計	△0	951	△5	946
当期末残高	△1	33,580	48	33,628

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月12日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 久 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠 崎 和 博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿 島 高 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2018年5月21日から2019年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月12日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 久 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠 崎 和 博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿 島 高 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2018年5月21日から2019年5月20日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年5月21日から2019年5月20日までの第21期(2019年5月期)事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社グループの取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月16日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会

常勤監査役 廣 田 和 男 ㊞

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊞

社外監査役 中 村 明 子 ㊞

以 上